

千葉市立学校の校庭夜間開放事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立学校の校庭夜間開放事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(開放校)

第2条 事業を実施する千葉市立学校（以下「開放校」という。）は、次のとおりとする。

開 放 校	位 置
千葉市立千城台南中学校	若葉区千城台南1丁目20番1号
千葉市立天戸中学校	花見川区天戸町1429番地
千葉市立新宿中学校	中央区問屋町1番73号
千葉市立越智中学校	緑区越智町651番地
千葉市立稲毛中学校	稲毛区稲毛町5丁目120番地
千葉市立幕張西中学校	美浜区幕張西2丁目9番1号

(開放日時)

第3条 開放日及び開放時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が、事業の実施上必要があると認めるときは、開放日又は開放時間を変更することができる。

(利用予約)

第4条 開放校の利用予約は、千葉市施設予約システム（以下「予約システム」という。）により行うものとする。

(許可申請)

第5条 開放校を利用しようとする団体は、校庭夜間開放利用申請書（様式第1号）を委員会に提出し許可を受けるものとする。

2 前項の規定による申請は、予約システムにより予約が確定したものに限り。

(利用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、許可したときは、校庭夜間開放利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(利用の不許可)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないものとする。

- (1) 開放校の学校教育に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 開放校の施設又は付帯設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他事業の管理運営上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

第8条 委員会は、開放校の利用に当たって、利用種目等事業の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(経費の負担)

第9条 照明設備に係る経費は開放校を利用する団体(以下「利用団体」という。)の負担とし、別表第2に掲げる額を委員会に納付するものとする。

- 2 委員会の共催事業その他委員会が適当と認める事業の経費は、委員会が必要に応じ負担する。
- 3 既に納付した経費は、還付しない。ただし、利用団体の責に帰さない理由により利用できないときは、この限りではない。

(利用の取り消し等)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放校の利用を制限し、若しくは停止し、第6条の許可を取り消し、又は開放校からの退去を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第7条第1号から第3号までのいずれかに規定する利用不許可の事由が発生したとき。

(4) 災害その他の事故により事業が実施できなくなったとき。

(5) 修繕その他の事由により委員会が特に必要があると認めるとき。

(損害の賠償)

第11条 利用団体の責めに帰すべき事由により開放校の施設又は付帯設備に損害を与えたときは、利用団体は委員会に対し、その損害を賠償するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事業の事務処理)

第13条 この事業に係る事務処理は、市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課が行う。

附 則

この要綱は、平成 9年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1

開 放 日	開 放 時 間
4月1日から3月31日まで ただし、月の第4月曜日は、施設整備のため開 放しないものとする。	午後7時から午後9時まで

別表第2

時 間	経 費
2時間につき	3,210円